取調べの可視化ニュース（通算第37号）

2017
第8号
2017.8.1

編集責任：取調べの可視化本部

今号の特集

- 「第2回可視化実践経験交流会」開催
- 12/2　第3回可視化実践経験交流会 in 山形県

「第２回可視化実践経験交流会」開催

取調べの可視化本部事務局員　横井　秀武（愛媛弁護士会）

本年６月17日、高知において日本弁護士連合会主催、高知弁護士会・四国弁護士会連合会共催で標記交流会が開催され、全国各地の弁護士会から約１００名の参加がありました。

本交流会では、昨年11月に開催された第１回（愛知）に続き、刑事訴訟法の改正により２０１９年６月までに一部の事件について取調べの全過程の録画が義務付けられること、また同改正を踏まえ、今後、取調べの録音・録画の運用が拡大することを見据え、可視化時代の弁護実践について実際の事例を通じた検討及び意見交換が行われました。

第１部　事例報告

第１部では、会員５名から計９例の事例報告がありました。

①現住建造物等放火、詐欺、常習累犯窃盗被告事件で、別件の起訴後勾留中の余罪取調べにおける取調べ記録媒体が自白の任意性・信用性に関する補助証拠として採用された事例

②殺人、現住建造物等放火、窃盗被告事件で、共犯者の取調べ記録媒体が検察官から実質証拠として請求された事例
（①及び②の報告者：田岡直博会員（香川県））

③強要未遂、恐喝、強姦致傷、傷害致死被告事件で、取調べ状況が録画されていない被害者の供述調書が２号書面（供述不能）として採用された事例

④殺人、銃刀法違反被告事件で、被告人の自白調書について「供述録取書」該当性及び任意性を争うため、弁護人から取調べ記録媒体を証拠請求した事例
（③及び④の報告者：藤原諭会員（愛媛））

⑤傷害被疑事件で、立件に消極的な被害者の取調べの可視化を弁護人から捜査機関に要求した事例

⑥殺人未遂被告事件で、被害者の取調べ記録媒体を弁護人から証拠請求した事例
（⑤及び⑥の報告者：安田稔男会員（徳島））

⑦傷害被告（殺人未遂被疑）事件で、供述弱者である被告人の取調べ記録媒体が自白の任意性に関する補助証拠として採用された事例
（報告者：山本尚吾会員（高知））

⑧殺人被告事件で、外国人である被告人の取調べにおける通訳の誤訳等が問題となり、鑑定が行われるとともに、取調べ記録媒体が自白の任意性・信用性に関する補助証拠として採用された事例

事例報告（藤原会員）

⑨覚せい剤取締法違反被告事件で、取調べが可視化されていないことなどを理由として自白調書の任意性が否定された事例
（⑧及び⑨の報告者：清水伸賢会員（大阪））

事例報告（清水会員）

第２部　パネルディスカッション

第２部では、前田裕司会員（宮崎県）をコーディネーター、笹倉香奈教授（甲南大学法学部）をパネリストとして、可視化時代の弁護実践の在り方について、第１部の事例報告も踏まえながらパネルディスカッションが行われました。

はじめに、取調べ可視化の対象範囲について意見交換がなされました。笹倉教授からは、対象事件に関する別件勾留中の取調べ、すなわち、起訴後勾留を利用した取調べや別件被疑者勾留を利用した取調べについては、改正刑事訴訟法（３０１条の２第４項）の文言や身体拘束を受けている被疑者に対する取調べは録画すべきという法の趣旨からして、可視化が義務付けられていると解釈すべきであるとの解説がなされました。会場からは、前記解釈を前提に全過程が録画されていない場合は自白調書の証拠請求を却下すべきである、弁護人としてまずは可視化の申入れを行うべきである、申入れをしたのになされていないことは任意性を争う材料になる、などの意見が述べられました。また、被害者等の取調べについても、最高検の依命通知を利用するなどし、積極的に可視化申入れをすることをためらう理由はないという意見が述べられました。さらに、要通訳事件では、事例報告を踏まえ、誤訳を防止し、事後的に検証するためにも可視化申入れが重要であることが確認されました。

次に、可視化の下での被疑者段階の弁護活動の在り方について意見交換がなされました。会場からは、黙秘が原則であり、黙秘を例外的に解除すべき場合として、①供述することで不起訴が見込める事案や②黙秘を貫くと共犯者の供述に沿ったストーリーが作られてしまう事案、③供述弱者など黙秘がそもそもできない事案のほか、④リカバリーを狙うべき事案（従前の不利益供述を挽回すべき事案）、⑤正当防衛など被告人側から積極的に争点形成すべき事案が考えられるとの意見や、黙秘のメリットとデメリットを個別に判断し、方針を選択すべきであるとの意見が述べられました。また、可視化の申入れに加えて取調べへの弁護人立会いの申入れをすることが、なぜ立ち会わせなかったのかという視点を裁判所に持ってもらうためにも重要だとの意見が述べられました。

続いて、取調べ記録媒体がどのように利用され、どのような問題が生じているかについて意見交換がなされました。事例報告も踏まえ、取調べ記録媒体が任意性や信用性の補助証拠としてのみならず、実質証拠としても利用されつつある現状が確認されました。実質証拠としての利用について、笹倉教授からは、機械的正確性がある以上は証拠能力に問題はないとの見解もあるが、他方、法律的関連性の観点などから問題があるという見解や、改正法の解釈として実質証拠としての利用は禁止されているとする見解などがあることが解説されました。また、実質証拠としての利用等に慎重な姿勢を示した東京高裁平成28年８月10日判決についても触れられ、最近は取調べ記録媒体を証拠採用することについて消極的な姿勢を示す裁判官がいることについても紹介されました。さらに、会場からは、弁護人から取調べ記録媒体を証拠請求すべき場合があることについて意見が述べられました。

その他、パネルディスカッションでは、公判前整理手続で取調べ記録媒体の証拠請求がなされた場合の弁護人の対応や、取調べ記録媒体の法廷での再生範囲を巡る問題についても言及されました。

パネルディスカッションの様子

感想

本交流会では、実際の事例にも触れながら、取調べ可視化の意義や、被疑者・被告人の権利を守るために捜査段階や公判段階において弁護人は取調べ可視化にどのように対応すべきかという問題について、様々な視点が提供されました。

被疑者・被告人の権利が適切に守られるかどうかは、弁護人の活動に大きく左右されます。そのことに対する強い自覚と緊張感を持ち、可視化時代の到来に対応できるよう、これからも各自が研鑽を続けていく必要があると感じました。

次回の交流会は、２０１７年12月２日に山形県で開催予定です。是非多数の方々に参加していただきたいと思います。

12/2　第3回可視化実践経験交流会 in 山形県

日時：2017年12月2日（土）午後1時～午後5時
場所：山形市保健センター視聴覚室
（山形市城南町1－1－1）
内容：第1部　事例報告
第2部　パネルディスカッション
参加対象：会員
申込方法：会員専用ホームページに近く掲載予定のチラシ兼申込書に必要事項を記入の上、FAXにて申込みください。
主催：日本弁護士連合会
共催（予定）：山形県弁護士会、東北弁護士会連合会
問合せ先：日弁連法制第二課（TEL 03-3580-9904）